

# ○男鹿地区消防一部事務組合住宅用火災警報器

## 取付け支援事業実施要綱

令和5年12月1日  
消本訓令第15号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)の普及を図り、火災から高齢者又は障がい者(以下「高齢者等」という。)の生命、身体及び財産を守るため、管内に居住する高齢者等の世帯のうち、世帯の構成員自ら設置することが困難な者(以下「設置困難世帯」という。)に対し、当消防本部が実施する住警器取付け支援(以下「取付け支援」という。)に関する必要な事項を定めるものとする。

(取付け支援の内容)

**第2条** 取付け支援は、設置困難世帯のうち、未設置世帯(一部未設置世帯を含む。)及び設置後概ね10年以上経過している世帯に対して住警器の取付け又は取替えを行うものとする。ただし、電気工事を伴うものは対象外とする。

(対象世帯)

**第3条** 取付け支援の対象となる世帯は、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 65歳以上の者のみの世帯
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
- (3) その他消防長が支援する必要があると認める世帯

(取付け支援の条件)

**第4条** 取付け支援を受けようとする高齢者等(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 取付け又は取替えを行う住警器を事前に用意できること
- (2) 住警器の取付けに必要なネジ等を用意できること
- (3) 取付け支援の際、申請者又は代理人(親族又は委任された者)が立ち会えること

(申請方法等)

**第5条** 申請者は、あらかじめ住宅用火災警報器取付け支援申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)及び誓約書(様式第2号)に必要な事項を記入し、消防長に提出するものとする。ただし、住警器を取付ける住宅が申請者及び同一世帯の者が所有する物件以外の場合は、事前に該当する物件の所有者又は管理者の承諾を得るものとする。

2 住警器の取付け完了後、申請者は確認書（様式第3号）に必要事項を記入し、消防長に提出するものとする。

（費用負担等）

**第6条** 住警器及び取付け具は申請者、所有者又は管理者等が負担するものとし、取付けの際に使用する工具等は当消防本部が用意するものとする。

2 取付け作業は無償とする。

（取付け後の管理）

**第7条** 住警器取付け完了後は、各世帯において維持管理するものとする。

（免責）

**第8条** 取付け支援後に支援に係る設備、住居等に生じた汚損、毀損及び火災等について当消防本部は賠償の責任を負わないものとする。

附 則

この訓令は、令和5年12月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

男鹿地区消防本部消防長 様

申請者住所  
氏名  
電話番号

住宅用火災警報器取付け支援申請書

次のとおり住宅用火災警報器の取付け支援を申請します

設置建物の住所	
設置建物の世帯主	
申請者と世帯主の関係	
取付け希望日時	年 月 日 時
取付け希望個数(場所)	個(寝室 個・階段 個・台所 個・その他 個)
設置建物の所有区分	持家 ・ 賃貸住宅 ※賃貸住宅の場合は、所有者から下記の許可を得ること。

私の所有（管理）する次の賃貸物件について、住宅用火災警報器の取付け支援を承諾します。

(物件)	(所有者・管理者)
物件名 _____	住所 _____
	氏名 _____
所在地 _____	(名称及び代表者氏名) _____
	電話番号 _____

備考 申込者は運転免許証等の身分を証明できるものを提示してください。  
住宅用火災警報器の取付けの際に家の壁等に穴をあけることがあります。  
本事業で取り付けた住宅用火災警報器の誤報や故障に関して消防本部は一切の責任を負いません。

※消防記入欄

受付欄	備考
	取付け予定日 年 月 日

年 月 日

男鹿地区消防本部消防長 様

申 請 者 住 所  
氏 名

## 誓 約 書

私は、男鹿地区消防一部事務組合住宅用火災警報器取付け支援事業の利用を申請するにあたり、下記の条件を承諾することを誓約します。

### 記

- 1 消防職員が寝室や居間等に立ち入ること。
- 2 自己及び同一世帯内の者以外の者が所有する建物の場合は、事前に様式第1号により当該物件の所有者または管理者の承諾を得ること。
- 3 物件の構造及び家具の配置によって、希望通りの箇所に住宅用火災警報器を取付けることができない場合があること。
- 4 住宅用火災警報器及び取り付け具の代金は自己の負担とすること。
- 5 住宅用火災警報器を取り付ける際に、壁や天井に穴を開ける場合があること。
- 6 本事業によって支援の実施後に支援に係る設備、住居等に生じた汚損、毀損について消防本部に損害の賠償を求めないこと。
- 7 本事業によって取り付けられた住宅用火災警報器の不作動や故障等により、災害による被害が発生した場合において消防本部に損害の賠償を求めないこと。
- 8 本事業によって取り付けられた住宅用火災警報器の誤発報等により、不利益が発生した場合において消防本部に損害の賠償を求めないこと。
- 9 住宅用火災警報器の取付け完了後は、自己の責任において適切に維持管理すること。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

男鹿地区消防本部消防長 様

住 所

氏 名

## 確 認 書

私は、男鹿地区消防一部事務組合住宅用火災警報器取付け支援事業において住居内に住宅用火災警報器が取り付けられたことを確認し、機器の維持管理について説明を受けました。